

「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

NO.	頁	ご意見	回答
1	6~7	メインオークション時点で、需給調整市場への参加を予定しておらず、調整機能「無」としていた電源について、その後に需給調整市場への参入が決まった場合、余力活用契約の締結期限の取り扱い、どのようになりますでしょうか？ 例えば、2024年度中への参入が、2024年1月以降に決まった場合、リクワイアメントで求められている締結期限である2023年12月を超えてしまいます。	需給調整市場の要件を満たす場合には、需給調整市場への参加意思に関わらず、調整機能「有」で電源等情報を登録をお願いしております。 容量市場への応札時点では需給調整市場の要件を満たしていないものの、その後の機能変更等により需給調整市場の要件を満たすようになった場合には、調整機能「有」に変更いただき、速やかに余力活用契約を締結してください。
2	6	表1-2について、表1-1上のパラグラフに“本業務マニュアルに記載している実需給前の市場退出理由は、表1-2を参照してください”と記載があるため、表1-2に記載の退出事由以外は認められないということではないという理解でよいか。	表には一般的に想定される内容を記載しており、個々の市場退出の理由や内容にもとづき可否判断がなされます。
3	7	実効性テストは、リスト登録の需要家のテスト実績（供出kW）を積算して成否を判定するものという認識である。 一方で、前々年度に電源I'等（送配電事業者が発動を指令した実績に限る）による実績がある場合、実効性テストに代替できるという事であるが、リストに登録されている一部の需要家について、前々年度に電源I'等によるkW供出実績がある場合、その実績を実効性テストに用いる積算値に用いることができるという理解でよいか。 実効性テストを省略できるケースを具体的にご説明頂きたい。	発動指令電源については、今後発行する容量市場業務マニュアル実効性テスト編でお示しいたします。
4	12	余力活用契約の締結依頼はいつ頃行われるのでしょうか（確認）。	調整機能に関する事前審査に合格した容量提供事業者に対して、一般送配電事業者より順次、余力活用契約の締結依頼を行う予定であり、事前審査の実施時期についての詳細は別途、一般送配電事業者から公表される予定です。
5	12	余力活用契約案は一般送配電事業者から提示されるのでしょうか。 また、ひな型はいつ頃公表されるのでしょうか（確認）。	余力活用契約案は一般送配電事業者より提示される予定です。詳細は別途、一般送配電事業者から公表される予定です。
6	12	余力活用契約は単年度契約なのでしょうか（確認）。	単年度契約を前提とすることを一般送配電事業者から伺っております。詳細は別途、一般送配電事業者から公表される予定です。
7	18~24	調整機能「有」から「無」への変更手続きについては記載頂いておりますが、調整機能「無」から「有」への変更手続きは記載がありませんので、記載をお願いします。	需給調整市場の機能要件を満たす場合には、需給調整市場への参加/不参加の意思に関わらず調整機能「有」で登録し、やむを得ない理由があった場合のみ「無」への変更することとしておりますので、「有」から「無」への変更手続きのみを記載しております。
8	34~44	各電源区分ごとに、電源等情報の追加登録の項目を記載頂いておりますが、発動指令電源について記載がございません。 実効性テストの前に電源等リストの登録が必要と思ひますし、リソース入替を電源等リストの変更の手続きにより実施するのであれば、発動指令電源についても、電源等情報の追加登録（変更）の手続きが必要と思ひますので、具体的な手続き方法・登録項目について記載が必要と考えます。	発動指令電源の実効性テストに向けた具体的な手続き方法等につきましては、今後発行する業務マニュアル実行性テスト編でお示しいたします。
9	37	追加記載項目の起動時間に関しては、変更期限があるのか。 また、変更期限後の変更の場合は、ペナルティなど発生するのか。	2023年11月末までとなります。期限後にやむを得ず修正が必要となった場合は、速やかに変更手続きをお願いします。 なお、期限までに追加登録等がない場合は、市場退出（全量退出）となる可能性がありますので留意してください

NO.	頁	ご意見	回答
10	37、40、43	(原案) 表2-5、②・③・④の留意点「追加登録の期限までに要入力」 (確認) 期限後に、コードの変更や、起動時間等に変化があった場合、どのような手続きをすればよいか。 もしくは、期限後の変更は認められないのか。 (意見) 例えば、B Gコードの変更が不可の場合、B G組成の変更ができなくなるため、項目によっては変更手続きを可能とすること、または、入力期限を実需給に近い期限とすることを検討いただきたい。	期限後にやむを得ず修正が必要となった場合は、速やかに変更手続きをお願いします。
11	44	電源等情報の追加登録に関して、安定電源、変動電源(単独)、変動電源(アグリゲート)の入力項目や例示はされているが、発動指令電源についても記載いただくようお願いしたい。 発動指令電源が対象外の場合でもその旨を記載いただきたい。	発動指令電源については、今後発行する容量市場業務マニュアル実効性テスト編でお示しいたします。
12	58	(原案) 注意書き: FIT電源の市場退出における対応について「容量オークションへの参加が認められない電源を～参入ペナルティの対象とする可能性があります。」 (確認) 参入ペナルティの対象に該当するかどうかの判断は、市場退出に至った経緯(例: 入札時点で実需給年度にFIT電源となることが未確定であった)等について、個別にヒアリング等を行ったうえで判断するとの理解でよいか。	参入ペナルティの運用にあたっては、状況に応じた対応や方法により判断を行ってまいります。
13	60	表2-12において、各欄において対象となる電源が差替先電源か差替元電源かが不明確なので明記していただきたい。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
14	60	差替元電源が全量差替されている場合、当該差替元電源は市場退出の必要はないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	60	表2-12の部分退出における電源差替等を実施している場合で、“必要に応じて”とあるが、具体的にはどのような状況を指すか。 (差替済の容量以外から部分退出する場合との理解でよいか)	ご理解のとおりです。
16	63	部分退出の場合、期待容量等算定諸元一覧の提出が求められていますが、『業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編』の2章1節2項「応札容量確認資料の作成」に、発動指令電源の作成方法の記載がないため、発動指令電源は提出の対象外と認識していますので、不要である旨の記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
17	68	実需給前のペナルティ対応全般に対し、具体的な時期(実需給年度の〇年前の〇月、等)は記載がないが、今後具体的に定まった際には周知いただけるとの認識でよいか。 (例えば実効性テストの結果、一部市場退出となり、経済的ペナルティを支払った後、追加オークションが実施されなかった場合、いつ容量提供事業者は市場退出に係る経済的ペナルティを支払い、いつ広域機関から返金を受けられるのか、等)	ご理解のとおりです。時期につきましては現在詳細検討中ですが定まり次第、何らかの形で周知させていただく予定です。
18	69	「3.1.1.1 ペナルティ通知内容の確認」にて、「本機関が容量市場システムにてペナルティ通知書を発行後、事業者へペナルティ通知書が発行された旨がメールにて送付されますので、ペナルティ通知書の内容を確認してください。」とあるが、ペナルティ通知書の発行のタイミングについて明示いただきたい。 (実需給前のペナルティについて、ペナルティの種類ごとに確定したタイミングで通知されるという認識でよいか。)	ペナルティ通知書は本機関によるペナルティ要素に基づく算定額の算定などの確認が完了した後に発行いたします。市場退出の場合には、退出表明の登録を受け付けて、本機関で確認した後にペナルティ通知書を発行し、その旨をメールにて通知いたします。 (「2.6.1.1 退出表明の登録」の記載を参照ください。)
19	71	表3-1の項目18にペナルティ要素に基づく係数(%)とあるが、ペナルティ要素内容に応じた経済的ペナルティ算出の割合とは、例えば、市場退出が追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までに行われた場合の経済ペナルティ(=市場退出した電源等の容量×契約単価×5%)の算定における「5%」などを指すとの認識でよいか。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/200630_youryoukeiyakuyakkan.pdf (容量確保契約約款 第15条1.①参照)	ご理解のとおりです。

NO.	頁	ご意見	回答
20	72	何月分のペナルティ請求が何月何日ごろに来るかを明示していただきたい。	請求書発行のタイミングにつきましては詳細検討中です。
21	74	「3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知」について、2025年度以降のオークションの約定電源については、実需給期間開始前のペナルティの支払時期について再検討してはどうか。 容量確保契約金の支払が開始される前にペナルティ額を支払わなければならない理由が必ずしも明確でないことに加えて、支払時期を実需給期間に入って以降の対応とすることにより返金の手続きが不要となるのではないか。	当該経済的ペナルティには、実需給期間前に支出が伴うことにより供給力の提供を見込めない応札の抑止効果も求めておりますので、容量確保契約金額のお支払い前といたします。
22	79	「3.3 請求書の受領」について、請求書の発行のタイミング及び支払期限について明示していただきたい。 (実需給前のペナルティについて、ペナルティ額が確定した後、一定程度の期間(例：1カ月程度)経過した後が支払期限という認識でよいか。)	ご認識の通り、支払い期限につきましては請求書発行、事業者受領後一定程度の期間経過した後となります。詳細な請求書発行のタイミング等につきましては、運用体制等が整い次第別途ご案内いたします。
23	89	電話連絡ではなく、メール連絡としていただきたい。	ご意見を踏まえ、実運用を検討いたします。
24	全般	オークション前に登録済みの電源等情報のうち、落札容量以外に変更(例えば、設備容量)が生じた場合、手続きは不要か。 (手続き不要の場合、次年度以降のオークション向けに電源情報の更新をしたいが、どのような手続きとなるか確認したい)	現在、国の審議会も含めて2025年度向けの容量市場メインオークションに向けた検討をしているところでございます。 現時点では、スケジュールも含め議論中です。お伝えできる状況になり次第、広域機関WEBサイト等でお知らせする予定ですので、お待ち頂けるようお願いいたします。